

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 2 日 (火) 第 409 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (※) (県立病院課取扱い) 1

規 則

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第35号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 5 年鹿児島県条例第 30号) の施行期日は, 令和 5 年 5 月 6 日とする。